

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則  
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示  
字の区域の変更

字の区域の変更等

青少年に有害な図書類の指定

土地改良事業計画の決定

土地改良法による換地処分(二件)

保安林の指定の解除予定

県道の区域の変更

県道の供用の開始

都市計画事業の事業計画の変更の認可

## 規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十八号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十年七月鳥取県条例第二十四号)の施行期日は、昭和六十年九月一日とする。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県管住宅の表中

興南団地	
第一号から第五号まで及び第二十六号から第三十号までの住宅	第一号から第五号まで及び第二十六号から第三十号までの住宅
第六号から第二十五号までの住宅	第六号から第二十五号までの住宅

を

興南団地	第一号から第五号まで及び第二十六号から第三十号までの住宅	一
興南団地	第六号から第二十五号までの住宅	二
吉成東団地	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	
吉成東団地	第五号から第十二号までの住宅	

に改める。

〇	三三、二〇〇円
〇	四二、五〇〇円
八	三一、八〇〇円
八	四〇、三〇〇円

附 則

1 この規則は、昭和六十年九月一日から施行する。

2 吉成東団地の県管住宅の家賃については、次の表の上欄に掲げる区分

に応じ、昭和六十年九月一日から昭和六十一年三月三十一日までの期間は、改正後の鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	三〇、三〇〇円
第五号から第十二号までの住宅	三八、二〇〇円

告 示

鳥取県告示第七百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明高地区第三工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>大字明高字中代々々</p>	<p>大字明高字太郎田</p>	<p>区域を変更する字の名称</p>
<p>大字明高字中代々のうち一二六四の二、一二六八の二の一部、一二六九の二の一部、一二七〇の二の一部、一二七〇の三の一部、一二九七の二の一部、一二九八の二、一二九九の二、一三〇七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二九七の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字明高字太郎田のうち一二二八の二の一部、一二三〇の三、一二三二の二、一二三三の三、一二三三の四の一部、一二四〇の三、一二四〇の六、一二四三の二、一二四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二三七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>同上の区域（昭和六十年三月一日現在の地番による。）</p> <p>大字明高字下代々の全域          大字明高字中代々一三〇七の二、一三〇七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字明高字代々一三〇九の五、一三〇九の七、一三〇九の三から一三〇九の四二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>鳥取県告示第七百八十三号</p>	<p>大字明高字上代々々</p>	<p>大字明高字代々々</p>
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に</p>	<p>大字明高字中代々一二六四の二          大字明高字五輪坂の全域          大字明高字兼見坂一三八五の二、一三八七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字明高字兼見坂のうち一三八五の二、一三八七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三八七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>これらと一体をなす国有地</p> <p>大字明高字代々のうち一三〇八の六から一三〇八の一〇まで、一三〇九の五、一三〇九の七、一三〇九の三三から一三〇九の四二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字明高字上代々々の全域          大字明高字中代々一二六八の二の一部、一二六九の二の一部、一二六九の三、一二六九の四、一二七〇の二の一部、一二七〇の三の一部          大字明高字上代々々の全域          大字明高字兼見坂一三八七の二と一体をなす国有地の一部</p>

よる鶴田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十八年十一月十日現在の地番による。）
鶴田字宮田	鶴田字宮田のうち一一二六の一の一部、一一二七の一の一部、一一二八、一一二九の一の一部、一一三八の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
鶴田字坂ノ前	鶴田字坂ノ前のうち一一六九の一の一部、一一六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 鶴田字宮田一一二六の一の一部、一一二七の一の一部、一一二八、一一二九の一の一部、一一三八の四及びこれらと一体をなす国有地 鶴田字宮ノ前一二二四の一の一部、一二二八の一の一部、一二一八の二の一部、一二一九の一の一部、一二二〇の二から一二二〇の四まで、一二二一の一の一部、一二二二の二及びこれらと一体をなす国有地 鶴田字上河原廣一二四一の六、一二四二の一の一部、一二四二の四の一部、一二四二の八、一二四三の一、一二四三の三の一部、一二四三の五、一二四三の六及びこれらと一体をなす国有地の一部
鶴田字渡り上り	鶴田字渡り上りのうち一一九〇の二、一一九一の二、一一九二の二、一一九三の二、一一九四の二、一一九六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一九〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
鶴田字宮ノ前	鶴田字宮ノ前のうち一二二四の一の一部、一二二八の二の一部、一二二八の三の一部、一二一九の一の一部、一二一九の二の一部、一二一九の三、一二二〇の一の一部、一二二〇の二から一二二〇の四まで、一二二一の一の一部、一二二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 鶴田字坂ノ前一六九の一の一部、一一六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
鶴田字上河原廣	鶴田字上河原廣一二二二の二、一二二三の一、一二四一の四、一二四二の二、一二四二の三、一二四二の四の一部、一二四二の五、一二四二の六、一二四二の七、一二四二の八、一二四三の一、一二四三の三、一二四三の五、一二四三の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
池野字坂ノ前	池野字坂ノ前のうち六四〇の三から六四〇の五まで以外の区域
池野字梅木田	池野字梅木田のうち六四二の一の一部、六四二の二、六四二の三、六四二の四の一部、六四二の五、六四三の一、六四三の二の一部、六四三の三、六四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

池野字芥山	らと一体をなす国有地以外の区域 池野字坂ノ前六四〇の三から六四〇の五まで 池野字大根尻六五四の一の一部、六五四の三の一部、六五四の四 池野字芥山六六五の二から六六五の六まで 池野字香呂木山九八四の一三、九八四の一四
池野字瀧ノ下	池野字瀧ノ下のうち七〇五の二、七〇六の二以外の区域
池野字香呂木	池野字香呂木の全域 池野字大根尻六五四の一の一部、六五四の二、六五四の三の一部 池野字瀧ノ下七〇五の二、七〇六の二 池野字蛇ヶ谷七四五の一三 池野字袋尻山ノ二 七九九の二 池野字大林尻り八〇〇の一の一部、八〇〇の二の一部、八〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
池野字蛇ヶ谷	池野字蛇ヶ谷のうち七四五の一三以外の区域
池野字袋尻山ノ二	池野字袋尻山ノ二のうち七九三の二、七九九の二以外の区域
池野字大林尻り	池野字大林尻りのうち八〇〇の一の一部、八〇〇の二の一部、八〇二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
池野字香呂木山	池野字香呂木山のうち九八四の一三、九八四の一四以外の区域

廃止する字の名	池野字大根尻	鳥取県告示第七百八十四号	鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。	昭和六十年七月三十日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	図 書		種 別	指定番号
						題 号	発行記号等、行所名		
						雑誌その他の刊行物	エロス・アップ VOL. 104 性器にアップ	EP-9-E	アップル社
			セクシーボトム OH、処女MANKO	SB-9-E	アップル社				
			SEXY・EYES VOL. 27 ハメ狂い性器挿入	SI-9-E	（株）アップル社				
			愛徳性病医 恋のセロロジック	FG-9-F	アリス出版				
			淫女凌辱 女王様の紅いくつ	FG-9-H	なし				
			スクリーン VD少女淫穴指教	SK-9-E	トライビジョン				
			美少女通信	BT-9-E	なし				
			愛欲の海よ 愛しき妹よ	FG-9-D	なし				

2023	"	ザ・バイブ 少女放浪秘写強姦	FG 9E	なし	なし
2024	"	サウズピア ナメられるとイヤキなの!!	SP 9E	なし	
2025	"	ギヤルズアクション 5月号	雑誌 0258 3-5	考友社出版株式 会社	
2026	"	コスモス通信 4月号	雑誌 1399 3-4	考友社出版株式 会社	
2027	"	SCREW 8月号	雑誌 1547 7-8	株式会社ラン出版	
2028	"	スタッグ 4月号	雑誌 1542 9-4	株式会社サン出版	
2029	"	GALFOCUS 8月号	雑誌 1228 7-8	三共図書出版社	
2030	"	月刊裏実話 8月号	雑誌 1360 5-8	株式会社松文館	
2031	"	月刊フアンフアン 8月号	雑誌 1178 3-1	株式会社新社	
2032	"	漫画ラヴ&ラヴ 8月号	雑誌 1091 4-9	株式会社新社	
2033	"	漫画ゾラザ 8月号	雑誌 1078 1-8	株式会社蒼竜社	
2034	"	漫画大脱走号 8月号	雑誌 0831 7-8	株式会社蒼竜社	
2035	"	漫画コブラ 8月号	雑誌 0865 1-8	株式会社蒼竜社	
2036	"	漫画ユートピア 8月号	雑誌 0893 7-8	株式会社蒼竜社	
2037	"	漫画ラヴトピア 8月号	雑誌 1834 9-8	株式会社蒼竜社	
2038	"	漫画ラヴトピア 8月号	雑誌 1833 9-8	株式会社蒼竜社	
2039	"	人妻あお感じる	雑誌 18394 8/15	株式会社蒼竜社	
2040	"	漫画ラヴレター 8月号	雑誌 1865 5-8	株式会社蒼竜社	
2041	"	漫画アイフル 8月号	雑誌 1014 5-8	辰巳出版	
2042	"	愛してレイヴ	雑誌 1454 8/15	辰巳出版	
2043	"	人妻淫夢の香り	雑誌 07588 8/15	辰巳出版	
2044	"	漫画ピラニア 8月号	雑誌 1188 4-1	辰巳出版株式会社	
2045	"	劇画野郎 8月号	雑誌 0339 9-8	ミリオン出版	
2046	"	肉色の誘惑	雑誌 0339 4-8	ミリオン出版	
2047	"	劇画大官能 8月号	雑誌 1367 7-8	ミリオン出版	
2048	"	美少女・お検査して	雑誌 0865 4-8	ミリオン出版	
2049	"	激画ジャック 8月号	雑誌 0362 1-8	株式会社大洋書房	
2050	"	人妻淫辱に泣く	雑誌 0362 2-8	株式会社大洋書房	
2051	"	漫画スカット 8月号	雑誌 0838 9-8	みのり書房	
2052	"	実話ニッポン 7月号	雑誌 0521 5-7	竹書房	

新聞紙法第七百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定

に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業赤碕地区農道整備、区画整理及び暗きよ排水を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年七月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る明高地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に

より告示する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町から同町が行う土地改良事業に係る鶴田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の一五二（次の図に

示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、  
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和六十年七月三十日から二週間鳥取県土木部道路課  
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 鳥取鹿野倉 吉線	区 間 鳥取市幸町一五二一―地先か ら同市古海字下村土居七八八 ―一五地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
		変更前	二一・〇	四六・〇	五〇一・〇
		変更後	二三・〇	四七・〇	五〇〇・〇

鳥取県告示第七百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、  
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和六十年七月三十日から二週間鳥取県土木部道路課  
 において一般の縦覧に供する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 鳥取鹿野倉 吉線	区 間 鳥取市幸町一五二一―地先から同市古 海字下村土居七八八―一五地先まで	供用開始の期日 昭和六十年八月一日
--------------------	--	----------------------

鳥取県告示第七百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第六十三条第一項の規定に基づ  
 き、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において  
 準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・六・一号 境停車場線

三 事業施行期間

昭和五十九年九月二十五日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 境港市松ヶ枝町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし